

監査結果報告書

令和3年度（2021年度）No.1

定期監査（上期）

旭川市監査委員

旭監第22号
令和3年6月7日

旭川市長 西川将人様
旭川市議会議長 中川明雄様

旭川市監査委員 田澤清一
旭川市監査委員 坪沼一成
旭川市監査委員 上村有史
旭川市監査委員 高花詠子

監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項の規定による監査を旭川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

目 次

第 1 定期監査（財務監査）

1	監査の対象	1
(1)	対象事務	1
(2)	対象部局及び対象期間	1
2	監査の着眼点	1
3	監査の実施内容	2
(1)	実施期間	2
(2)	実施方法	2
4	監査の結果	2

第 1 定期監査（財務監査）

1 監査の対象

(1) 対象事務

監査の対象については、本市における事務処理上のリスクを考慮して選定するものとし、市民サービスへの影響、財政負担の程度、発生可能性の観点からリスクの重要度を評価した上で、過去の監査の実施状況等を総合的に勘案し、監査実施の優先度が高いと判断された次の事務とした。

- ア 支出に関する事務のうち、委託料並びに備品購入及び管理に関する事務
- イ 契約に関する事務のうち、委託料並びに備品購入及び管理に関する事務
- ウ 財産管理に関する事務のうち、備品購入及び管理に関する事務

(2) 対象部局及び対象期間

対象部局	委託料に関する事務	備品購入及び管理に関する事務	対象期間
上下水道部	○	○	令和2年 4月1日 ～
市立旭川病院事務局	○	○	令和3年 2月28日

2 監査の着眼点

監査の実施に当たり、主な監査の着眼点を次のとおり設定した。

(1) 委託料に関する事務

- ア 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- イ 委託料の支出は適正な時期に行われているか。
- ウ 入札の方法及び手続は適正に行われているか。
- エ 随意契約による場合、その理由は適正か。また、原則として複数の者から見積書を徴しているか。
- オ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など、契約の内容は適切か。
- カ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
- キ 契約等に反し、受託業務の全部を再委託しているものはないか。
- ク 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(2) 備品購入及び管理に関する事務

- ア 不経済な支出及びその他不相当と認められる支出はないか。
- イ 請求書の請求日が履行確認日から相当経過し、履行時期と支払時期が空き過ぎていないか。
- ウ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。
- エ 保管の方法及び場所は適切か。
- オ 紛失、破損などの処理及び売却、交換などの手続は適切に行われているか。
- カ 物品の保管に係る管理点検体制は確立されているか。

3 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和3年4月1日から令和3年5月19日まで

(2) 実施方法

監査対象部局に対し資料の提出を求め、当該部局の事務が関係規程及び予算に基づき適正に執行されているかどうかについて、監査の着眼点を踏まえ、試査による関係書類の照合、関係職員への質問、実査等、必要な方法を取り監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象部局別の結果は次のとおり、支出及び財産管理に関する事務は適正に処理されていると認められたが、契約に関する事務について、一部の部局において不備不適事項が見受けられた。

今後の事務執行に当たっては、指摘等を受けたことを十分踏まえ、それぞれ必要な措置を講じ、事務処理に万全を期されたい。

上 下 水 道 部

特に指摘事項なし。

市立旭川病院事務局

○ 指摘事項

(1) 支出に関する事務

特に指摘事項なし。

(2) 契約に関する事務

[改善を要するもの]

- ① 入院病棟ほかエレベーター保守点検業務委託において、積算に当たり直接人件費を算出する際に、積載量に係る加算を誤ったことにより、積算金額が過大となっていた。

なお、正しい積算により試算した結果、契約金額に影響はなかった。

(経営管理課)

(3) 財産管理に関する事務

特に指摘事項なし。

○ 意見・要望事項

- ① ドクターズクラーク業務（内科クラーク）委託において、仕様書における派遣労働者の雇用条件に係る記載を誤っていたほか、社会保険の加入状況の把握が不十分なもの、勤務時間の算定に当たり実績報告及び管理台帳において実態と異なる記載があるものなど、不明瞭な点が複数見受けられたことから、今後は労働者派遣契約の基本的な事項を再確認し、適切な事務執行に努められたい。

- ② 委託契約事務に当たっては、目的に沿った適切な仕様とするとともに、合理的な基準に基づき正確に積算することが求められるが、定められた積算手法によっていないもの、保守対象業務の内容が仕様と一致していないものなどが見受けられたことから、基本的な事務処理を再確認し、指摘事項はもとより誤りやすい項目を複数の職員で重点的に確認するなど、効率的かつ効果的なチェック体制の構築に努められたい。